

真宗大谷派 京都教区 推進員連絡協議会

1. 活動方針（運営ビジョン）
2. 運営指針
3. 規則

2025年8月7日

【新たな協議会体制の設置】

京都教区推進員連絡協議会の活動理念（ビジョン）

教区内のすべての推進員が、推進員の願いの原点に返り
聞法の間である「同朋の会」を推進する主体となる

改編を機に、新しい「推進員連絡協議会」になる

（１） 推進員にかけられた願い

- ① 住職と協力して同朋の会の結成・充実を推進する担い手
- ② 真宗同朋会運動を、住職や坊守、僧侶とともに推進していく

（２） 推進員の役割

- ① 親鸞聖人の教えをともに聞き歩んでいくこと
- ② 教えの言葉と真向かいになる真宗門徒の生活を回復すること
- ③ 朝夕のおつとめや、自ら聞法の間場に身をおくこと
- ④ 自信教人信の誠をつくす(自ら念仏の教えを聞く人になる)こと

⇒教区の聞法会（学習会・研修会・本廟奉仕）に自ら出向き、教えに向き合い聞法する

⇒そこで出会う人々と話し合い、聞いたことを常に確かめる

⇒他の寺院、組、地区での活動について、お互いに聞き合い、情報交換を行う

⇒聞いたこと得たことを「持ち帰り」、寺院や組に報告・連絡、情報交換をする

⇒まずは、自ら「言葉にする」こと

（３） 教区推連協の役割

- ① 教区推連協の全員に資する活動を目的とする、連絡協議を基調とした会
- ② 教区内のすべての組や寺院の「同朋の会」の推進に資する
- ③ 推進員が主体的に連絡協議会を運営していく

⇒推進員、全員が教区推連協の一員

⇒組、地区、教区、それぞれがお互いに関係し合う、網の目のネットワークを構築

⇒機関紙「光雲」を発行し、広域教区の隅々まで、報告・連絡、情報交換を行う

⇒住職、坊守、僧侶、寺院の他の役員たちとの対話のきっかけを提供し、連携を促す

⇒役員は、教務所職員と連携して活動する。

寺院の状況は地域によって様々であるが、推進員に願われることや役割はつながっている。

【推進員の原点を再確認する】

同朋会運動の願いにより、具体的施策として「同朋の会推進講座」（推進員養成講座）が全国展開され、60年以上取り組まれてきた。これによって多くの「推進員」が誕生した。原点であるその願いを振り返りたい。

同朋会運動は、真宗大谷派宗門の中心をなす基幹運動です。

同朋会運動とは、端的に次のようにあらわされます。

同朋会運動とは、純粹なる信仰運動である。

それは従来単に門徒と称していただけのものが、心から親鸞聖人の教えによって信仰にめざめ、代々檀家と言っていただけのものが、全生活をあげて本願念仏の正信に立っていただくための運動である。

その時寺がほんとうの寺となり、寺の繁昌、一宗の繁昌となる。

然し単に一寺、一宗の繁栄のためのものでは決してない。それは「**人類に捧げる教団**」である。

世界中の人間の真の幸福を開かんとする運動である。

(1962年『真宗』12月号所収「真宗同朋会—住職の手引き—」巻頭言)

同朋会運動は、ともに教えを聴聞する同朋として人々がつどうことにおいて、互いにこころひらかれ、睦みあい、「人間の真の幸福」が一人ひとりに生まれてくることを願う運動です。そのために、一人ひとりが教えを聴聞し、念仏にであう場を「真宗同朋会」として、1カ寺1カ寺、また地域や職場にひらいていくことを、具体的な目標としてはじまりました。したがって、「同朋の会」は単なる人の集まりではなく、一人ひとりが念仏にであい、互いを敬愛する同朋として見出し合う場であり、その場をとおして、ともなる世界を願って生きる人が生み出されることを願い発足したのが同朋会運動なのです。このことは、後に「**家の宗教から個の自覚の宗教へ**」というスローガンとして明確にされていきます。

この「個の自覚の宗教へ」とは、家、家庭をすてて、個人主義にならなければならないということの意味するものではありません。真宗の教えが、家の宗教だということにとどまって、一人ひとりの目覚めを促し、生きる力を生み出すものとなっていない。そのような時代と宗門の状況にあって、スローガンは、僧侶も門徒も、一人ひとりが教えに生きる者になろうという願いを表明するものです。真宗の教えは、あらゆる存在が平等であるという目覚めを促します。つまり、老少、男女、善悪等、さまざまな価値観によって、人を分け隔てしてしまう私たちが、聞法をとおして同朋の自覚に立ち、同朋として生きたいと願う、それが「個の自覚」の意味するところです。同朋会運動は、このように同朋という人間関係を回復したいという精神に立脚する信仰運動なのです。

寺院、組、教区、そして宗門は、この信仰運動を推進していくところに役割があります。宗門に縁をもった私たち一人ひとりが、僧侶・門徒の区別や性別などを超えて、互いに同朋として見出すところに同朋会運動ははじまり、教えのもとにつどう場に自ら身を置き、また場をひらき続けていくところに、同朋会運動の展開があるのです。

(『真宗の教えと宗門の歩み』(東本願寺出版)より)

【組織の具体的な役割について】

(1) 主な活動指針

① 聞法の間としての寺院を回復

- ・一人ひとりが念仏にであい、互いを敬愛する同朋として見出し合う場、「同朋の会」を開く
- ⇒仏事と教えが一つであることを自ら確かめて、ともに歩める場を開く。

② 自主的な運営

- ・役員が聞法会(学習会・研修会・本廟奉仕)の企画・立案を行う
- ⇒開催日時の決定、講師への依頼、会場の予約や準備設営まで含めて事業を統括する。特区・地区、組の推連協との連携はもとより、教務所員、教区・地区・組の教化委員会、住職、坊守、僧侶、他の寺院役員と協力連携して、事業を遂行する。

③ 推連協組織間の連絡協議

- ・教区内推連協の連絡協議
- ⇒ともに「同朋の会推進講座」を受講した同期推進員はもとより、組内の推進員同士の連絡協議を行う「組推進員連絡協議会(組推連協)」を最小の推連協組織とし、教区推連協は推連協組織間の連絡協議を行う。また、広域な京都教区の中で、組推連協同士の連携を円滑に行うため、特区・地区代表委員会を設置する。特区・地区ごとに代表委員を任命する。- ・他教区推連協との連絡協議

⇒全国や近畿連区の推連協との交流の場として、全国推進員連絡協議会、近畿連区推進員連絡協議会がある。教区推連協の役員は、必要に応じて、他教区の推連協役員と連絡協議する。

④ 教区教化委員会や他の関係団体、教務所員との連携

- ・活動を効率的かつ合理的に行うために、必要に応じて教区教化委員会と連携する
- ⇒会長は、教区教化委員会と連絡協議を行う。
- ⇒「教化調整協議会」によって、必要に応じて教化本部を通じて教区教化委員会との連絡相談、協議検討を行う。
- ⇒教区推連協の活動を円滑に行うため、担当教務所員と常に連絡して情報を共有する。

(2) 課題改善・継続検討(取り組むべき課題)

① 「推進員」ならびに「推進員連絡協議会」の趣旨を伝え共有していく取り組み

- ・活動を円滑に行うために、教区、特区・地区、組、寺院に対して伝え共有すべき取り組みを行う
- ⇒機関紙「光雲」は、推進員だけでなく教区内全カ寺に各一部送付される。多くの人に読まれることを意識して紙面を作成する。

② 男女共同参画の促進

- ・女性の推進員が少ない現状を認識し、問題改善に取り組む
- ・教区推連協の役員選出の際に、男女平等参画の視点を常に確認する

③ 会費で運営していることを理解していただくための取り組み

- ・教区推連協の活動は、一か寺の「同朋の会」を推進する推進員に資することを伝えていく
- ⇒総会、聞法会(学習会・研修会・本廟奉仕)、機関紙「光雲」を通じて、ともに歩むことを常に確認する。

④ 常任委員会で課題を認識、共有する

- ・新体制発足後、連絡協議する活動の中で見えるさまざまな課題を、まずは言葉にする

【委員（役職者）体制について】

役員

役職名	構成員の詳細	業務・内容ほか	人数
会長	全体統括	全体統括	1名
副会長	長浜・京都から各1名		2名
会計		副会長との兼務をしない	1名
監事			2名
常任委員		会報の編集を行う	4名
地区代表委員	特区2名、地区各1名		10名

役員は、代議員の中から互選により選出する

代議員	組から1名代表	「総会」に出席する対象者	43名
-----	---------	--------------	-----

代議員は、組推進員連絡協議会に総会の内容を伝える

改編後の京都教区 推進員連絡協議会 の運営指針

1.【役員会・常任委員会】

教区推連協事業報告(原案)並びに事業方針及び事業計画(原案)の策定

役員会・常任委員会は以下に取り組む。

実施事業の点検・総括を行い、教区推連協事業報告・事業計画(案)・予決算(案)〔原案・予算執行状況含む〕を役員会にて作成。「常任委員会」にて確認調整し、「地区代表委員会」に提出する原案を策定する。

2.【地区代表委員会】

「常任委員会」から「地区代表委員会」への上記(原案)の提出ならびに原案の決定

(1)「常任委員会」は、立案した事業報告(原案)並びに事業方針及び事業計画(原案)を「地区代表委員会」に提出する。地区代表委員会は、常任委員会が提出した原案について確認・協議を行い、事業報告(案)並びに次年度の事業方針及び事業計画(案)を決定する。

(2)会長は、「地区代表委員会」から提出された事業報告(案)並びに事業方針及び事業計画(案)に基づき、次年度の予算編成に着手する。

※予算編成過程において予算規模等を修正する場合がある。

3.【総会】

「総会」への新年度予算(案)の上程

会長は、総会に新年度予算(案)を上程する(7月)。

※会長は、必要に応じて副会長等役員を説明員に発令し、総会において役員による説明の機会を設けることができる。

※「総会」の日に「教区研修会」を行う。「教区研修会」は教区内推進員に案内する。

☞「総会」にて可決を得て、事業計画を「役員会」「常任委員会」にて遂行する。

4. 常任委員会を主とする新年度事業の実動

新年度予算が「総会」において可決された後、京都教区推進員連絡協議会は、「常任委員会」を中心に事業を遂行させる。(8月～)

「常任委員会」は、常に地区や組の推進員連絡協議会との連携や調整を行うとともに、次年度の教化事業計画を視野に入れた協議を継続的に行う。

☞以降、毎年1～4の循環によって業務遂行(事業の推進)に努める。

京都教区 推進員連絡協議会の1年間の流れ

月	No.	内容
5月	1	<p style="text-align: center;">役員会・常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> * 実施事業の点検・総括 * 事業報告（原案）、教化方針・教化研修計画（原案）を立案



6月	2	<p style="text-align: center;">地区代表委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> * 常任委員会が提出した原案を確認・協議 * 事業報告（案）、教化方針・教化研修計画（案）について連絡協議
----	---	--



7月	3	<p style="text-align: center;">総会</p> <ul style="list-style-type: none"> * 新年度予算（案）の審議・議決 * 総会研修会を開催 * 推進員同士の交流、情報交換
----	---	--



8月 ～	4	<p style="text-align: center;">常任委員会・役員会</p> <ul style="list-style-type: none"> * 聞法会実施のための会議、会報の編集会議 * 次年度事業を視野に入れた継続的協議 <p style="text-align: center;">聞法会（学習会・研修会・本廟奉仕）</p> <p style="text-align: center;">組推連協、連区及び全国推連協との連携</p> <p style="text-align: center;">会報の発行</p>
---------	---	---



以降、毎年1～4の循環によって教区教化の推進に努める。

京都教区 推進員連絡協議会規則

(名称及び設置)

第1条 本会は、京都教区推進員連絡協議会と称し、事務所を京都教務所に置く。

(目的)

第2条 本会は、真宗同朋会条例に基づき、同朋会の趣旨の徹底及びその推進に当たる。それぞれの寺院、組、特区、地区及び教区における同朋の会の充実と発展を期し、推進員の連携を図り、連絡調整及び必要な事業を行うことを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、教区内の推進員教習修了者をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的達成のために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 聞法会（学習会、研修会、本廟奉仕の実施）
- (2) 組推進員連絡協議会との連絡調整
- (3) 連区及び全国推進員連絡協議会との連携並びに連絡調整
- (4) 会報の発行
- (5) その他必要な事項

(代議員)

第5条 本会は、第4条の事業を企画立案し円滑に運営できるよう、代議員を各組より1人選出する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、代議員の中から互選により選出する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 常任委員 4人
- (5) 監事 2人
- (6) 地区代表委員 10人

2 会長は、本会を代表して会務を統理し、連区及び全国の関係協議会に必要な応じて出席する。

3 副会長は、会長を補佐し、分担して庶務を掌理する。なお、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

4 会計は、会計事務を担当する。

5 常任委員は、資料収集、組織拡充、会報の発行等に従事する。

6 監事は、本会の業務及び会計を監査し、総会に報告する。

7 地区代表委員は、地区との連携を図るものとする。

(任期)

第7条 前条で規定する役員の前任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充による役員の前任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 本会の事業報告及び決算の承認、並びに事業計画及び予算、その他必要な事項について決定するため、年1回総会を開催する。

2 総会は、第5条に定める代議員によって構成する。

3 総会は、代議員の半数以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(常任委員会)

第9条 組推進員連絡協議会の相互の十分な連携のもとに、第4条で規定する事業を円滑に遂行するため、本会に常任委員会を置く。

2 常任委員会は、第6条第1項第1号から第4号に掲げる役員で構成する。

3 常任委員会は、次の各号に掲げる事項を付議する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 総会を開催するいとまのない臨時緊急の事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(地区代表委員会)

第10条 常任委員会の審議結果を確認・共有し、各地区との連携を図り、次の総会に報告するため、地区代表委員会を置く。

2 地区代表委員会は、地区代表委員及び第6条第1項第1号から第4号に掲げる役員で構成する。

(招集)

第11条 諸会議は、会長が必要に応じて招集する。

(職員の出席)

第12条 教務所の職員は、何時でも会議に出席して意見を述べることができる。

(会計)

第13条 本会の会計の予算は、会費及び助成金並びにその他の収入をもって歳入とし、研修費及び会議費並びにその他の支出をもって歳出とする。

2 会費は、毎年10月31日までに納入するものとする。

3 会計年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日に終わるものとする。

(規則の変更)

第14条 この規則を変更しようとするときは、半数以上の代議員が出席した総会において、出席者の過半数の同意を得なければならない。

附 則

この規則は、教務所長の承認を得て、2024年7月1日から施行する。

【規則の運用申し合わせ】

(総会出席者)

1 総会は、第8条に規定される通り、各組より選出された代議員によって構成する。ただし、組推進員連絡協議会から会長以外が代議員に選出された場合、組推進員連絡協議会会長は総会にオブザーバーとして出席することができる。議決権は持たない。

2 組推進員連絡協議会がなく、該当組から代議員を選出できない場合、組長が総会にオブザーバーとして出席することができる。議決権は持たない。

(男女共同参画)

3 男女共同参画の視点から、女性代議員を別途2名まで指名できる。教区内推進員より常任委員会が選定し、会長が任命する。

4 男女共同参画の視点から、副会長のうち1名は女性とする。

この申し合わせは2024年度役員会で行われ、2025年度総会で議決し、2027年6月末日まで運用する。